

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	来庁者駐車場の車いす専用スペース	<p>車いすを使用している妻と来庁しましたが、車いす駐車スペースに当たり前のように車いす使用者以外の車が駐車していて、本当に必要な人が駐車できず、車いす（電動）を降ろせません。</p> <p>警備員を一人くらい障がい者のスペースに配置するか、パイロンを置くなど何か考えてほしいです。</p>	<p>車いす専用駐車スペースに車いす使用者以外の方が駐車するケースが散見されることを確認しました。</p> <p>塗装の剥がれにより車いすスペースとして判然としない状態となってきたこと、ゆずりあい駐車区画の設置がされていないことが原因であると判断いたしました。</p> <p>車いすスペースの適正な利用を促進するため、今年度内に、塗装やコーン設置による車いすスペースの明確化及びゆずりあい駐車区画の設置を行う改修を行います。【令和5年12月下旬改修済み】</p> <p>改修後には、適正利用がどの程度なされているかを見極めていくことといたします。</p>	資産活用課	R5. 11. 7	R5. 11. 21
2	街灯の設置	<p>夜間、栄町の住宅付近で、無灯火の自転車があり、事故が起こる不安があります。街灯等を設置して明るくしてほしいです。</p>	<p>自治協働課では、防犯灯が不足する地域がある場合、自治会からの申請により市で防犯灯を設置しています。ただし、その維持管理に必要な電気代などは自治会の負担となります。まずはお近くの自治会へご相談ください。</p> <p>道路課では、道路照明灯は、夜間の交通の安全確保のため、交通量の多い交差点や橋梁、カーブなどに設置しております。</p> <p>夜間時にお申し出の交差点の状況を確認し、必要性及び設置可能かどうかも含めて、課内及び関係各課と協議の上、検討いたします。</p>	自治協働課 道路課	R5. 11. 9	R5. 11. 22
3	障害手帳の発行と障害者雇用	<p>障がい者手帳の申請に市役所を訪問したところ、発行まで3ヶ月を要すると言われました。一般的に、障がい者手帳の発行には1ヶ月要すると聞いていましたが、河内長野市はなぜ他の市町村と比べて、障がい者手帳の発行に3倍の期間を要するのでしょうか。</p> <p>障害者雇用について聞きましたが、市役所ではなくハローワークに確認するよう言われました。人事課では、市役所のアルバイトについて聞きましたが、アルバイトの雇用については、大半は外部委託であり、障害者雇用については知らないようでした。ピアセンターかわちながのにも後日、障がい者雇用について問い合わせましたが、紹介はしていないようで、外部の民間企業を紹介されました。平成30年3月の障がい福祉計画を拝見すると、一般就労への取り組みを促進する、企業との連携をとるための予算が計上されているように見受けられます。障害者雇用促進法に沿った取り組みと受け取ることができませんが、どのような活動をされているのか、教えてください。</p>	<p>身体障がい者手帳の発行につきましては、南河内市町村（当市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）にて共同で設置しております南河内広域事務室広域福祉課で行っており、申請から発行までに通常1ヶ月半～2ヶ月程度の期間をいただいています。</p> <p>しかしながら、申請書に添付の診断書の記載内容について、再度確認等を行う必要がある場合等には、郵送にて医療機関へ診断書原本を返却するなど、相当の期間を要することがあることから、申請時においては概ね3ヶ月程度の期間をいただくことがある旨、ご案内させていただいています。ご説明が不十分となりましたこと、お詫びいたします。</p> <p>障がい者の方の就労に関しては、市や公共職業安定所など、関係各機関が連携して、その支援に努めています。</p> <p>障がい者の方が実際に企業等への就職を希望されている場合は、求職情報等を有する公共職業安定所において、障がいの態様や適性、希望職種等に応じて職業相談や、職業紹介を実施しています。</p> <p>このことから、今回のお問合せの内容に応じて、公共職業安定所へのご案内をさせていただいたものです。</p> <p>なお、本市におきましても、障がい福祉サービスに係る就労支援事業所等からの一般就労を希望する障がい者の方の支援を目的として、民間事業所への委託による相談支援事業を実施するなど、障がい者の方の就労支援に努めています。</p> <p>今後とも、関係各機関が連携して、その支援に努めてまいります。</p>	障がい福祉課	R5. 11. 10	R5. 11. 16

4	年末清掃	<p>南青葉台第2緑地の除草を行った後の草が斜面から落ち、住人が迷惑しています。そのため、年末に斜面の清掃を行っていますが、傾斜が急なため危険です。除草後の刈草を市で処理していただきたいです。処理できない場合は清掃しやすいように刈草をまとめてほしいです。傾斜地での清掃の際に怪我をした場合、市から補償していただけますか。</p> <p>令和4年度の南青葉台第2緑地の除草は、雨が降った後に実施していたため、落ち葉がほとんど残っていました。残った落ち葉の清掃が大変なため雨の後を避けて清掃していただきたいです。</p>	<p>除草を行った後の刈草は原則現地処分しているため、処分はできません。そのため、当該場所の除草実施後は、プロアーなどで傾斜下部にまとめるよう（公財）公園緑化協会に指示しました。</p> <p>今回の場合のような怪我に対しての補償はしかねますので傾斜地での清掃は行わないようにお願いします。</p> <p>ご指摘いただいている南青葉台第2緑地の今年度の清掃（除草）につきましては、11月中を予定しています。</p> <p>落ち葉や除草後の草が残らないように、雨の後を避けて除草を実施するよう本市の公園・緑地を管理している（公財）公園緑化協会に対して指示しました。</p>	公園河川課	R5. 11. 10	R5. 11. 14
5	市民イベント	<p>河内長野という地域を知ってもらうためにも、イベントなどで来訪してもらうことが大切だと思います。</p> <p>そこで一つ提案なのですが、市民まつり等の市民参加イベントでアニメステッカーを貼った車、いわゆる「痛車」が集まるイベントを併設開催しては如何でしょうか。</p> <p>私はアニメ痛車で奈良県の洞川温泉ポップカルチャー、和歌山県のふるさと海南まつり、三重県の津まつり、長野県の飯田丘のまちフェスティバル、岐阜県のオオガキストリートフェスタと参加したことがあります。どのイベントもとても楽しい賑わいを見せており、イベント外でもまた来てみたいと思えるものばかりでした。</p> <p>河内長野市内も花の文化園で「コスプレの日」を毎月設ける等されているので、そちらを活用してコスプレイヤーを呼び込むことも可能ではないかと思われます。</p> <p>痛車イベントは、地方での開催でも九州～関東・東北、果ては北海道から参加しにくる痛車オーナーがいるくらいなので、河内長野という地域を知ってもらう意味としてはとても有効かと思われます。</p>	<p>ご紹介いただきました事例につきましては、庁内や市内でイベントを実施されている施設・団体様等へ共有させていただき、今後の施策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>市では、まちづくりに関するさまざまな取り組みを進める中で、交流人口を呼び込む施策についても日々調査・研究を進めております。</p> <p>ご提案いただきました「痛車イベント」につきましても、各地で多くの集客実績のあるイベントとして認識しておりますので、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>現在、文化・スポーツ振興課が開催しております社会教育・生涯学習講座や文化芸術イベント、スポーツイベント、マラソン大会などでは、ご提案いただきました「痛車が集まるイベント」を併設することが、実施目的及び費用対効果から困難であると考えられます。</p>	<p>産業観光課 政策企画課 文化・スポーツ振興課</p>	R5. 11. 16	R5. 12. 5
6	三日市市民センターの コンセント	<p>令和5年5月にもコンセントの件でメールしましたが、改善が見られません。数々の意見書も貼っていますが、令和4年度は返答があり掲示してありましたが、今年度はないです。</p> <p>指定管理者に関する新聞記事を拡大して貼っていますが、現状のままだと指定管理者モニタリング制度の指定の取り消しや業務の停止になりかねないと考えます。</p> <p>収支報告書も貼っていますが、光熱費よりも人件費について疑問に思います。</p> <p>令和4年度指定管理者自己評価表の市評価に「利用率・稼働率向上につながる工夫をされることを期待」と記載がありますが、現在指定管理者がしていることは逆行しているのではないのでしょうか。</p> <p>年度計画書の苦情対応フロー図に本社がありますが、この度の指定管理者の行動は本社の指示によるものなのでしょうか。これらの行動の真意は何なのでしょうか。</p>	<p>三日市市民ホールの管理・運営については、指定管理者であるスポーツ施設が行っています。5月にメールをいただいた後も市の方に利用者さまからの様々なご意見があり、その度にスポーツ施設の担当者には、ご意見の内容をメールや口頭、文書で伝え、元の状態に戻すよう指示しています。また、張り紙については剥がすよう指示し、速やかな運用の撤回を求めています。</p> <p>しかしながら、これらの指示に対するスポーツ施設からの明確な返答はないため、これらの行動が本社の指示なのか、行動の真意など私どもも不明な状態です。ご不便をおかけしており申し訳ございません。</p>	自治協働課	R5. 11. 20	R5. 11. 22

7	市役所での待ち時間	1件の用事を終わらせるのに、1時間35分もかかりました。もっと早く出来る様に改善して下さい。	このたび頂きましたご意見につきましては、待ち時間の短縮等、改善が図られるよう、関係各課へ周知致します。また、いただいたご意見・ご提案等は河内長野市の市政運営の参考とさせていただきます。	広報広聴課	R5. 11. 22	R5. 11. 24
8	住所の枝番	現在の住所が隣家など何軒かと同じ住所になっており、配達物が届かないことが度々発生致します。現住所に枝番を付けていただくなどの申請は可能でしょうか。	本市では、住宅開発の当初（住民の入居前）のタイミングで、開発事業者などからの申出や情報提供があった場合に限り、同一番号が付定されることとなる全ての家屋を対象に一斉に枝番号を付定しております。（このほかにも枝番号の付定には一定の条件があります。） 同一の住宅番号ですでに住民が居住されている場合は、引っ越し等により今後同じ番号を付定することとなる方や、すでに居住されている住民の中から枝番号の付定の要望があった場合には対応しておりません。ただし、枝番号を付定することについて、同一の番号で住民登録をしている住民全員の同意が得られた場合で、かつ本市の枝番号の付定条件を満たす場合には、同一番号の全軒に対して住居表示のルールに則り枝番号の付定を行うこととしています。	市民窓口課	R5. 11. 22	R5. 11. 24
9	ふるさと農道の全線開通時期	ふるさと農道の全線開通時期はいつを予定していますか。 また、日時を定めて沿線地区の希望者に現況視察の機会（ゲート開放）を設けてほしいです。	ふるさと農道の工事完了は令和7年度（令和8年3月末日まで）予定となっております。工事完了後、速やかに全線開通できるよう、事業主体である大阪府と調整を進めてまいります。 現況視察を希望される場合は、事業主体である大阪府と日程調整させていただきます。なお、現場状況や業務都合により、頻繁に視察の機会を設けることは難しいため、可能な限り複数名での視察となるよう調整させていただきます。	農林課	R5. 11. 23	R5. 12. 1
10	窓口でのキャッシュレス決済導入	感染症予防の観点から、休日診療所に限らず、直接市民と接して窓口で会計処理をする部署は、クレジットカード、QR決済、電子マネーなど、キャッシュレス決済の導入を至急お願いします。	ご指摘のとおり、本市の窓口における会計処理では、一部を除いて全て現金のみの取扱いとなっております。ご不便をおかけして申し訳ございません。 現在、本市では窓口における会計処理も含め、キャッシュレス決済の導入について検討を進めておりますが、事務コストなどの課題があり、ご指摘の窓口での導入には至っておりません。 一方、国がDX推進の一環でキャッシュレス化のための基盤整備を進めており、本市においてもこの基盤に準じることで、事務コストの低減など課題の解消を図り、キャッシュレス決済に対応した窓口を拡充できないか検討しております。 しかしながら、この取組みなどによりキャッシュレス決済に対応した窓口の拡充が図れたとしても、ご希望の市民と接する窓口での会計処理の全てをキャッシュレス決済に対応させることは難しいと考えております。 感染症予防の観点につきましては、キャッシュレス決済への対応だけでなく、施設の出入口等への手指消毒液の設置や、手洗い及び手指消毒の励行など様々な方法や啓発などにより対応してまいります。 いずれにいたしましても、少しでも市民サービスの向上が図れるよう課題を解消しながら対応してまいります。	総務課 政策企画課	R5. 11. 27	R5. 12. 11

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。